

# 公金の債権管理回収業務に関する法令と実務(鹿児島開催)

令和2年1月31日

## 資料集

# 面談カード

受付No. \_\_\_\_\_

(相談者記入欄)

<b>面談</b>	平成 年 月 日	<b>生年月日</b>	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
<b>相談者</b> (借入のある方)	男・女 職業 ( 才 ) 勤務先名							
<b>現住所</b>	〒□□□-□□□□	<b>TEL</b>						
		<b>携帯電話</b>						
<b>勤務先</b>	〒□□□-□□□□	<b>TEL</b>						
<b>収入</b>	月額(手取り) 円							
<b>生活保護</b>	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
<b>資産</b>	土地の有・無 建物の有・無 家賃を除く毎月の生活費 円							
	家賃 円 預金 円 毎月の返済額 円							
	クレジットで購入した物品を所持していますか 有・無							
	自動車を所有していますか 有・無							
	生命保険に加入していますか 有・無							
<b>家族構成</b>	氏名	続柄	年令	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
<b>債務の概要(合計金額 約 万円) &lt;下記に内訳をご記入ください&gt;</b>								
消費者金融からの借金			件	約	円			
クレジット・銀行ローンからの借金			件	約	円			
商工ローンなど事業上の借金			件	約	円			
短期・高利業者からの借金			件	約	円			
勤務先・知人等の借金			件	約	円			
<b>現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい</b>								
<b>過去の債務整理について</b> <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所 ) 該当をチェック下さい <input type="checkbox"/> 破産をしたことがある <input type="checkbox"/> 現在任意整理中								

令和元年5月16日

●●市 御中

## 面談結果報告書

〒104-0061  
東京都中央区銀座4-10-3  
セントラルビル8階  
ライツ法律特許事務所  
TEL: 03-3547-3761 FAX: 03-3547-3760  
弁護士 西 尾 政 行

管理番号 H31-●●番

面談者 ●●●● (納入義務者本人・免許証で本人確認)

現住所: ●●市●●・・・番地・

電話番号: (自宅) ・・・-・・・-・・・

(携帯) ・・・-・・・-・・・

面談日時 令和元年5月●日 午前11時00分～12時00分

面談場所 ●●市役所●階 第●委員会室

滞納税等の概要

① 市税 (平成28年度～平成30年度)

本税 195,200円 延滞金 35,000円

② 国民健康保険料 (平成28年度～平成30年度)

本料 727,400円 延滞金 73,200円

上記全部の合計 1,030,800円

### 第1 聴取内容

当職が上記面談者から聴取した話の内容は下記のとおりである。

—記—

#### 1 滞納の経緯

(1) もともと大工の仕事をしていたのですが、どんどん仕事が減ってしまい、それに伴い収入も減ってしまいました。

- (2) これに加え、6年ほど前に母親が脳梗塞で倒れ、8ヶ月入院した後亡くなりました。このときの医療関係費が月に20万くらいかかりました。
- (3) また、私の妻が約20年前に乳がんを患い、現在も通院中であるうえ、4年ほど前に下垂体なんとかという眼の病気にかかり手術をしたことがあり、このときも多額の医療費がかかりました。
- (4) 以上のような事情が重なって市税や国保料の支払いが滞ってしまいました。

## 2 現在の状況

- (1) 住所地に私と妻（●●72歳）及び長女（●●42歳）の3人で暮らしています。二女（●●39歳）は住民票上の住所は同じですが、実際には近所にアパートを借りて一人暮らしをしています。
- (2) 自宅は私の持ち家です。住宅ローンもありません。
- (3) 私の収入は、所有不動産の家賃月15万円ほど、年金月4万円ほどです。もう71歳ですが大工の仕事もまだやろうと思えばできます。しかし仕事が全くないので、やりたくてもできない状況です。

妻は仕事をしておらず、年金収入もありません。

長女はアルバイトをしています但具体的にはよく分かりません。収入も把握していませんが、月に10万ちょっとくらいはもらっているのではないのでしょうか。家計には1円も入れてくれません。

二女は会社員をしていて、月20万円近くの収入はあると思いますが、やはり家計には入れてくれません。自宅の近くにアパートを借りて一人暮らしをしているので、自分の生活で余裕がないのだと思います。

以上のおりですので、家計の収入としては家賃収入15万円と私の年金約4万円の約19万円ということになります。

私名義の土地と建物はありますが、まとまった預貯金はありません。

- (4) 毎月の支出は概ね以下のとおりです。

電話代が妻と二人分で8000円、電気代が8000円、深夜電力料金が1万円、ガス代が3000円くらいです。食費は6～7万円くらいです。

また冠婚葬祭費が年間で20～30万円は出していると思います。大工の仕事をしていた関係で、そのような付き合いが多く、最近では親しい友人やお世話になった人が亡くなることが多いのです。

妻は現在、二つの病院に通院しており、その通院関係費が月に1万5000円くらいはかかります。

(5) 以上の収入と支出を表にすると以下ようになりますので、市税と国保料の支払に充てることができるのは4万円前後ということになります。

収入		支出	
家賃収入	150,000	電気	8,000
年金	40,000	深夜電力	10,000
		携帯(2台)	8,000
		ガス	3,000
		食費	60,000
		交際費	20,000
		ガソリン代	10,000
		妻の通院関係費	15,000
		農協共済保険料	5,000
		日用品・雑費	10,000
	190,000		149,000

### 3 支払に関する希望

- (1) 以上のような生活状況ですので、滞納額を一括して支払うことはできません。
- (2) 今後新規に発生する市税や国民健康保険料については、指定された期限に必ず支払うことを約束します。
- (3) 今後新規に発生する市税や国民健康保険料をきちんと支払うことを前提にすると、滞納分の支払に回せる金額は現状では2万円が精一杯です。2万円を市税と国保料にどのように振り分けるかについて

ては柏市に一任します。

(4) 大工の仕事が入れば1日当たり1万5000円くらいの収入になりますので、もっと支払えると思いますが、現時点では仕事が入る具体的な見込みはありません。

また、土地の一部を売って滞納分をきれいにすることも考えていますが、そのためには空家を取り壊したり、分筆したりする必要があります、そう簡単に売ることもできません。

なので、しばらくは上記のと通りの分割払いでお願いしたいと思います。

支払日については、毎月末日でお願いします。6月末日から支払可能です。

## 第2 当職の意見

面談者家族の生活状況や収支状況、滞納の額等の事情にかんがみ、今後の現年度分の支払と並行して、滞納分について月2万円ずつの分割払いに応じるべきである。

なお、支払開始は令和元年6月末日とする。

以上

手数料額早見表(単位:円)

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て, 労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
10万まで	1,000	500	400	500	1,500	2,000
20万	2,000	1,000	800	1,000	3,000	4,000
30万	3,000	1,500	1,200	1,500	4,500	6,000
40万	4,000	2,000	1,600	2,000	6,000	8,000
50万	5,000	2,500	2,000	2,500	7,500	10,000
60万	6,000	3,000	2,400	3,000	9,000	12,000
70万	7,000	3,500	2,800	3,500	10,500	14,000
80万	8,000	4,000	3,200	4,000	12,000	16,000
90万	9,000	4,500	3,600	4,500	13,500	18,000
100万	10,000	5,000	4,000	5,000	15,000	20,000
120万	11,000	5,500	4,400	5,500	16,500	22,000
140万	12,000	6,000	4,800	6,000	18,000	24,000
160万	13,000	6,500	5,200	6,500	19,500	26,000
180万	14,000	7,000	5,600	7,000	21,000	28,000
200万	15,000	7,500	6,000	7,500	22,500	30,000
220万	16,000	8,000	6,400	8,000	24,000	32,000
240万	17,000	8,500	6,800	8,500	25,500	34,000
260万	18,000	9,000	7,200	9,000	27,000	36,000
280万	19,000	9,500	7,600	9,500	28,500	38,000
300万	20,000	10,000	8,000	10,000	30,000	40,000
320万	21,000	10,500	8,400	10,500	31,500	42,000
340万	22,000	11,000	8,800	11,000	33,000	44,000
360万	23,000	11,500	9,200	11,500	34,500	46,000
380万	24,000	12,000	9,600	12,000	36,000	48,000
400万	25,000	12,500	10,000	12,500	37,500	50,000
420万	26,000	13,000	10,400	13,000	39,000	52,000
440万	27,000	13,500	10,800	13,500	40,500	54,000
460万	28,000	14,000	11,200	14,000	42,000	56,000
480万	29,000	14,500	11,600	14,500	43,500	58,000
500万	30,000	15,000	12,000	15,000	45,000	60,000
550万	32,000	16,000	12,800	16,000	48,000	64,000
600万	34,000	17,000	13,600	17,000	51,000	68,000
650万	36,000	18,000	14,400	18,000	54,000	72,000
700万	38,000	19,000	15,200	19,000	57,000	76,000
750万	40,000	20,000	16,000	20,000	60,000	80,000
800万	42,000	21,000	16,800	21,000	63,000	84,000
850万	44,000	22,000	17,600	22,000	66,000	88,000
900万	46,000	23,000	18,400	23,000	69,000	92,000
950万	48,000	24,000	19,200	24,000	72,000	96,000
1,000万	50,000	25,000	20,000	25,000	75,000	100,000

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て、労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
1,100万	53,000	26,500	21,200	26,200	79,500	106,000
1,200万	56,000	28,000	22,400	27,400	84,000	112,000
1,300万	59,000	29,500	23,600	28,600	88,500	118,000
1,400万	62,000	31,000	24,800	29,800	93,000	124,000
1,500万	65,000	32,500	26,000	31,000	97,500	130,000
1,600万	68,000	34,000	27,200	32,200	102,000	136,000
1,700万	71,000	35,500	28,400	33,400	106,500	142,000
1,800万	74,000	37,000	29,600	34,600	111,000	148,000
1,900万	77,000	38,500	30,800	35,800	115,500	154,000
2,000万	80,000	40,000	32,000	37,000	120,000	160,000
2,100万	83,000	41,500	33,200	38,200	124,500	166,000
2,200万	86,000	43,000	34,400	39,400	129,000	172,000
2,300万	89,000	44,500	35,600	40,600	133,500	178,000
2,400万	92,000	46,000	36,800	41,800	138,000	184,000
2,500万	95,000	47,500	38,000	43,000	142,500	190,000
2,600万	98,000	49,000	39,200	44,200	147,000	196,000
2,700万	101,000	50,500	40,400	45,400	151,500	202,000
2,800万	104,000	52,000	41,600	46,600	156,000	208,000
2,900万	107,000	53,500	42,800	47,800	160,500	214,000
3,000万	110,000	55,000	44,000	49,000	165,000	220,000
3,100万	113,000	56,500	45,200	50,200	169,500	226,000
3,200万	116,000	58,000	46,400	51,400	174,000	232,000
3,300万	119,000	59,500	47,600	52,600	178,500	238,000
3,400万	122,000	61,000	48,800	53,800	183,000	244,000
3,500万	125,000	62,500	50,000	55,000	187,500	250,000
3,600万	128,000	64,000	51,200	56,200	192,000	256,000
3,700万	131,000	65,500	52,400	57,400	196,500	262,000
3,800万	134,000	67,000	53,600	58,600	201,000	268,000
3,900万	137,000	68,500	54,800	59,800	205,500	274,000
4,000万	140,000	70,000	56,000	61,000	210,000	280,000
4,100万	143,000	71,500	57,200	62,200	214,500	286,000
4,200万	146,000	73,000	58,400	63,400	219,000	292,000
4,300万	149,000	74,500	59,600	64,600	223,500	298,000
4,400万	152,000	76,000	60,800	65,800	228,000	304,000
4,500万	155,000	77,500	62,000	67,000	232,500	310,000
4,600万	158,000	79,000	63,200	68,200	237,000	316,000
4,700万	161,000	80,500	64,400	69,400	241,500	322,000
4,800万	164,000	82,000	65,600	70,600	246,000	328,000
4,900万	167,000	83,500	66,800	71,800	250,500	334,000
5,000万	170,000	85,000	68,000	73,000	255,000	340,000
5,100万	173,000	86,500	69,200	74,200	259,500	346,000
5,200万	176,000	88,000	70,400	75,400	264,000	352,000

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て、労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
5,300万	179,000	89,500	71,600	76,600	268,500	358,000
5,400万	182,000	91,000	72,800	77,800	273,000	364,000
5,500万	185,000	92,500	74,000	79,000	277,500	370,000
5,600万	188,000	94,000	75,200	80,200	282,000	376,000
5,700万	191,000	95,500	76,400	81,400	286,500	382,000
5,800万	194,000	97,000	77,600	82,600	291,000	388,000
5,900万	197,000	98,500	78,800	83,800	295,500	394,000
6,000万	200,000	100,000	80,000	85,000	300,000	400,000
6,100万	203,000	101,500	81,200	86,200	304,500	406,000
6,200万	206,000	103,000	82,400	87,400	309,000	412,000
6,300万	209,000	104,500	83,600	88,600	313,500	418,000
6,400万	212,000	106,000	84,800	89,800	318,000	424,000
6,500万	215,000	107,500	86,000	91,000	322,500	430,000
6,600万	218,000	109,000	87,200	92,200	327,000	436,000
6,700万	221,000	110,500	88,400	93,400	331,500	442,000
6,800万	224,000	112,000	89,600	94,600	336,000	448,000
6,900万	227,000	113,500	90,800	95,800	340,500	454,000
7,000万	230,000	115,000	92,000	97,000	345,000	460,000
7,100万	233,000	116,500	93,200	98,200	349,500	466,000
7,200万	236,000	118,000	94,400	99,400	354,000	472,000
7,300万	239,000	119,500	95,600	100,600	358,500	478,000
7,400万	242,000	121,000	96,800	101,800	363,000	484,000
7,500万	245,000	122,500	98,000	103,000	367,500	490,000
7,600万	248,000	124,000	99,200	104,200	372,000	496,000
7,700万	251,000	125,500	100,400	105,400	376,500	502,000
7,800万	254,000	127,000	101,600	106,600	381,000	508,000
7,900万	257,000	128,500	102,800	107,800	385,500	514,000
8,000万	260,000	130,000	104,000	109,000	390,000	520,000
8,100万	263,000	131,500	105,200	110,200	394,500	526,000
8,200万	266,000	133,000	106,400	111,400	399,000	532,000
8,300万	269,000	134,500	107,600	112,600	403,500	538,000
8,400万	272,000	136,000	108,800	113,800	408,000	544,000
8,500万	275,000	137,500	110,000	115,000	412,500	550,000
8,600万	278,000	139,000	111,200	116,200	417,000	556,000
8,700万	281,000	140,500	112,400	117,400	421,500	562,000
8,800万	284,000	142,000	113,600	118,600	426,000	568,000
8,900万	287,000	143,500	114,800	119,800	430,500	574,000
9,000万	290,000	145,000	116,000	121,000	435,000	580,000
9,100万	293,000	146,500	117,200	122,200	439,500	586,000
9,200万	296,000	148,000	118,400	123,400	444,000	592,000
9,300万	299,000	149,500	119,600	124,600	448,500	598,000
9,400万	302,000	151,000	120,800	125,800	453,000	604,000

手数料 訴額等	訴えの提起	支払督促の申立 て	借地非訟事件の 申立て	民事調停の申立 て、労働審判手 続の申立て	控訴の提起	上告の提起
9,500万	305,000	152,500	122,000	127,000	457,500	610,000
9,600万	308,000	154,000	123,200	128,200	462,000	616,000
9,700万	311,000	155,500	124,400	129,400	466,500	622,000
9,800万	314,000	157,000	125,600	130,600	471,000	628,000
9,900万	317,000	158,500	126,800	131,800	475,500	634,000
1億0,000万	320,000	160,000	128,000	133,000	480,000	640,000

※ 訴額等が1億円を超える場合の手数料の額については、各裁判所の窓口等にお尋ねください。

【民事訴訟事件・労働審判事件】

令和元年9月20日提出分から

予納郵券一覧表

鹿児島地方裁判所

切手の種類	民事一審事件及び地裁宛控訴提起事件					反訴提起事件	労働審判申立
	被告の数					原告の数が1名又は原告らすべてに共通の代理人が就いている場合	
	1名	2名	3名	4名	5名		
500円	8枚	12枚	16枚	20枚	24枚	2枚	1枚
100円	8枚	12枚	16枚	20枚	24枚	2枚	5枚
84円	4枚	6枚	8枚	10枚	12枚	1枚	2枚
50円	4枚	6枚	8枚	10枚	12枚	1枚	
20円	8枚	12枚	16枚	20枚	24枚	2枚	4枚
10円	4枚	6枚	8枚	10枚	12枚	1枚	1枚
5円	4枚	6枚	8枚	10枚	12枚	1枚	
合計	5,556円	8,334円	11,112円	13,890円	16,668円	1,389円	1,258円
<b>【被告が6名以上の場合の算出方法】</b> ① 500円, 100円, 20円 (被告の数×2+2)×2 (1名増すごとに4枚追加) ② 84円, 50円, 10円, 5円 被告の数×2+2 (1名増すごとに2枚追加)						<b>【原告が複数の場合又は原告が複数で代理人が共通でない場合】</b> 原告の数×上記枚数	

※ 上記はあくまでも目安であり、送付書類の重さ等によって異なる額の予納をお願いすることがあります。

# 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

## 検討の経過

H28. 9	法務大臣から法制審議会へ諮問	H30. 6	追加試案(ハーグ条約実施法)の取りまとめ
H28. 11~	法制審部会での調査審議開始	H30. 10. 4	要綱の取りまとめ・答申
H29. 9	中間試案の取りまとめ	H31. 2. 19	閣議決定・国会提出
		R1. 5. 10	成立 (R1. 5. 17公布)

## 第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上【民事執行法の改正】

### 背景

- 強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
- 平成15年に、債務者の財産に関する情報を債務者自身の陳述により取得する手続として、「財産開示手続」を創設  
⇒ しかし、「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調  
債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があるとの指摘

### 現行制度の課題と見直しの方向

#### 第1-1 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

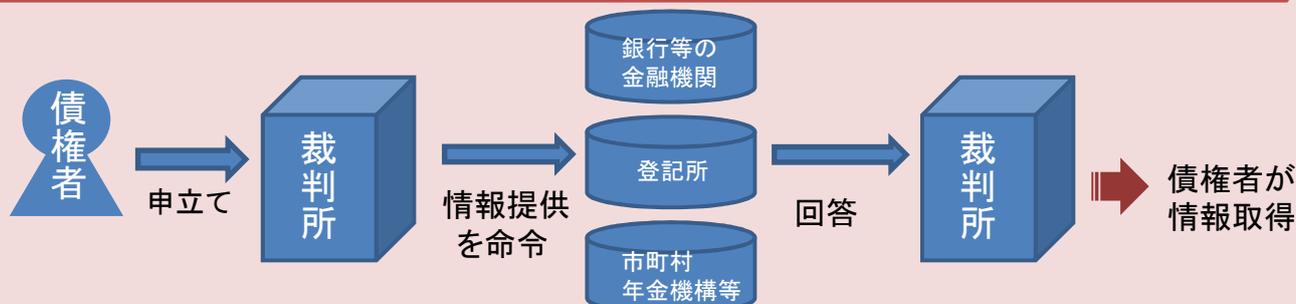
##### 【新制度の概要】

★金融機関から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得  
(銀行、信金、労金、信組、農協、証券会社等) 新旧p21  
【新民執法207条】

★登記所から、③土地・建物に関する情報を取得 新旧p18  
【新民執法205条】

★市町村、日本年金機構等から、④給与債権(勤務先)に関する情報を取得 新旧p20  
【新民執法206条】

※ 給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみが申立て可能



#### 第1-2 現行の財産開示手続の見直し

##### 【見直しの概要】

★現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにする



##### 見直し①

現行制度では、手続の申立権者が、確定判決等を有する債権者に限定

↓  
申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭(例えば養育費など)の支払を取り決めた者等も利用可能にする  
【新民執法197条】 新旧p16

##### 見直し②

現行制度では、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則(30万円以下の過料)が弱い

↓  
不出頭等には刑事罰(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)による制裁を科して、手続の実効性を向上させる【新民執法213条】 新旧p25

背景

- 公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展
- 現行の民事執行法において暴力団員等の買受け自体を制限する規定なし  
⇒約200の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴を有していることが判明(全国の暴力団事務所は約1700箇所)【警察庁調べ】
- 「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12閣議決定)  
⇒「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する」
- 不動産競売事件は年約2万3000件(平成28年)

現行制度の課題と見直しの方向

【新制度の概要】

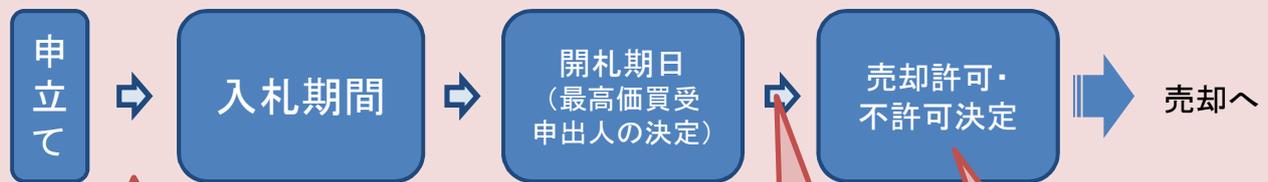
★裁判所の判断により**暴力団員、元暴力団員、法人で役員の中に暴力団員等がいるもの等が買受人となることを制限**

(※)「元暴力団員」：暴力団員でなくなってから5年を経過しない者

★暴力団員等でない者が、**暴力団員等の指示に基づき買受けの申出をすることも制限**

→ 例えば、買受人自身は暴力団員ではなかったとしても、暴力団員が買受人に資金を渡すなどして買受けをさせていた場合も、買受けを制限

裁判所における不動産競売の手続



買受申出人

暴力団員等に該当しないこと等を陳述

新旧p1

【新民執法65条の2】

虚偽の陳述には刑事罰(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)による制裁

新旧p25

【新民執法213条】

裁判所

最高価買受申出人が暴力団員等に該当するかどうかを警察へ照会

【新民執法68条の4】

新旧p2

裁判所

暴力団員等に該当すること等が認められれば売却不許可決定

【新民執法71条】

新旧p3

### 第3

## 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

## 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

### 背景

- 国内の子の引渡しの強制執行: 現行法において明文なく, 動産に関する規定を類推適用  
⇒ 裁判の実効性を確保しつつ, 子の利益に配慮する等の観点から, 規律を明確化する必要あり
- 国際的な子の返還の強制執行: 国内と同様の観点から規律を整備する必要あり  
※ ハーグ条約上, 利用可能な手続のうち最も迅速な手続を用いるとの規定あり
- 国内の子の引渡しの強制執行は年間100件程度(国際的な子の返還の代替執行は年間1, 2件程度)

### 現行制度の課題と見直しの方向

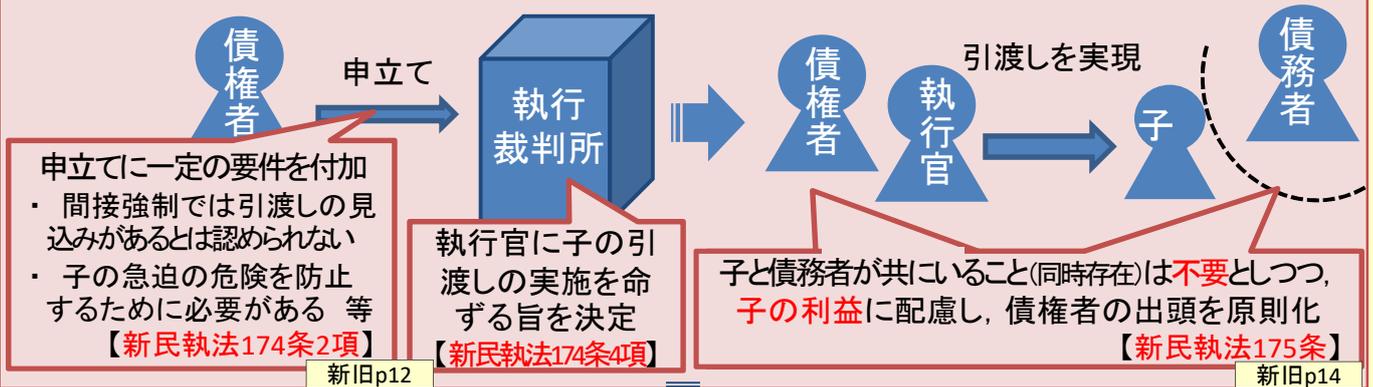
#### 第3-1

### 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

#### 【民事執行法の改正】

#### 【新制度の概要】

- ★ 執行裁判所が執行機関となり, 執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
- ★ 執行官が執行場所に赴き, 債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し



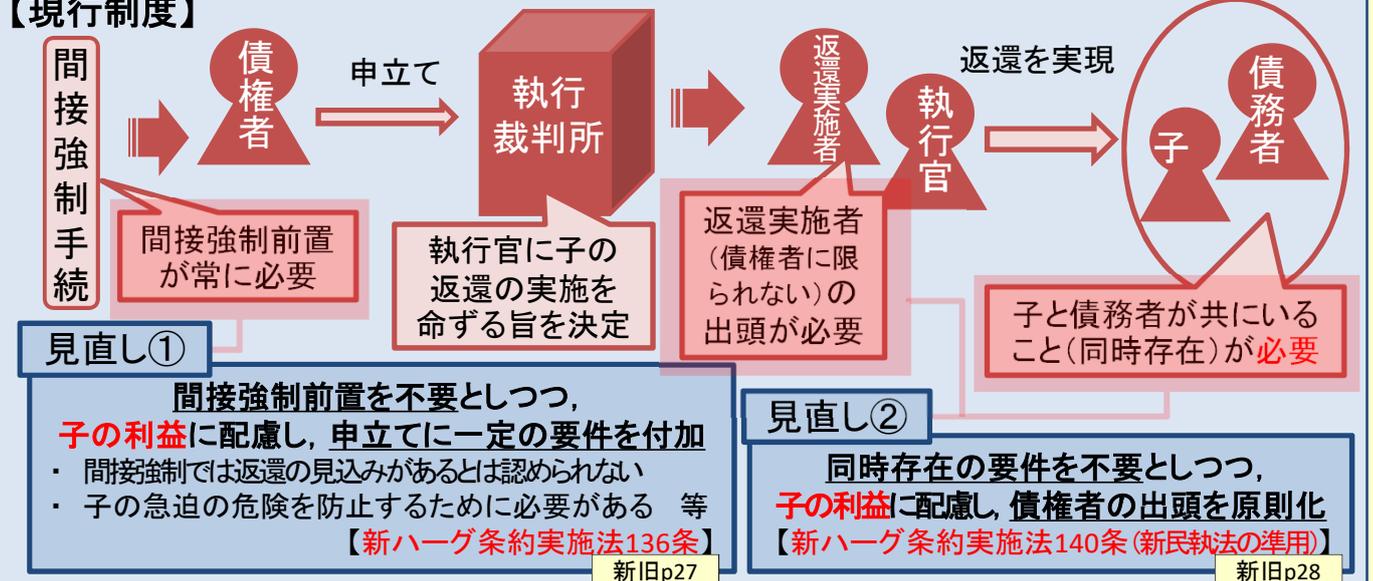
ハーグ条約実施法にも 同様の規律を採用

#### 第3-2

### 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

#### 【ハーグ条約実施法の改正】

#### 【現行制度】



(※)間接強制: 執行裁判所が, 債務者に対して金銭の支払を命ずることによって, 心理的な強制を与え, 債務者に履行を強いる強制執行の方法

## 第4

## 民事執行法のその他の見直し 【民事執行法の改正】

### 第4-1 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

#### 【背景】

- 債権の差押えにより債務者の生活が困窮することを防止するため、現行法には、債務者が、差押命令の取消しを求める制度（**差押禁止債権の範囲変更の制度**）がある。
- しかし、現状では、①債務者がこの制度の存在を十分に認識していない、②債務者が申立ての準備をしている間に差押債権者によって差押債権が取り立てられてしまう、などの理由により、この制度があまり活用されていない。

#### 【見直しの概要】

- ★ 差押禁止債権の範囲変更の制度の存在を、裁判所書記官が債務者に対して**教示** 新旧p4  
【**新民執法145条4項**】
- ★ 給与等が差し押さえられた場面において、債務者が差押禁止債権の範囲変更の**申立てのための準備期間を1週間から4週間に伸長**（この準備期間中は取立てができない） 新旧p5  
【**新民執法155条2項**】

### 第4-2 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

#### 【見直しの概要】

- ★ 債権執行事件において、債権者が取立ての届出等をせずに長期間（2年以上）にわたって漫然と事件を放置し続けている場面において、**執行裁判所の決定により事件を終了させるための仕組みを導入**【**新民執法155条5項～8項**】 新旧p5

## 第5 施行日 【第1～第4全体】

- ★ 公布の日（令和元年5月17日）から1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和2年4月1日）から施行【**附則1条**】 法律p28

- ★ **第1-1**のうち、登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する手続は、公布の日（令和元年5月17日）から2年を超えない範囲内で政令で定める日から運用開始 法律p31  
【**附則5条**】